

基礎研 レポート

EU デジタル市場法の施行状況 2024 年運営状況報告

保険研究部 研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1——はじめに

2025 年 4 月 25 日、欧州委員会は欧州議会および理事会に対して、デジタル市場法(Digital Markets Act(以下、「DMA」))¹の 2024 年運営状況について報告(以下、「本報告」)を行った。

DMA は EU の規則(Regulation)であることから、EU で採択されたルールがそのまま各国において法的効力を有する²。DMA はデジタル領域における「競争可能性(Contestability)」を確保するための規則である。EU では欧州機能条約(Treaty on the Functioning of the European Union)が日本における独占禁止法の機能を有しており、競争制限行為や私的独占行為を禁止している。しかし、欧州機能条約は、違法行為が生じた後にしか適用できず、かつ法の定める競争制限効果が生じたことを規制当局が立証しないと活用できない。そこで、DMA は一定の規模要件を満たす主要なプラットフォーム(DMA では Core Platform Services、以下、「CPS」。定義は後述)を運営する大規模なプラットフォーム提供者(DMA では Gatekeeper、以下、「GK」)を指定することとした。指定された GK は CPS の運営にあたり、DMA のルールを遵守しなければならない。

DMA のルールは公正な競争を確保するための規定であり、いわば欧州機能条約の予防規定とでもいうべき内容となっている。日本ではスマートフォン競争促進法³が DMA に類似する法律となっている。

本稿は欧州委員会の本報告を解説することで、DMA 施行状況の定点観測を行うものである。

2——GK の指定

¹ 基礎研レポート「EU のデジタル市場法の公布・施行—Contestability の確保」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=72386?site=nli> 参照。条文は <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R1925> 参照。

² 一方、指令(Directive)は EU で策定したルールを各国で立法化することにより、法的効力を有することになる。

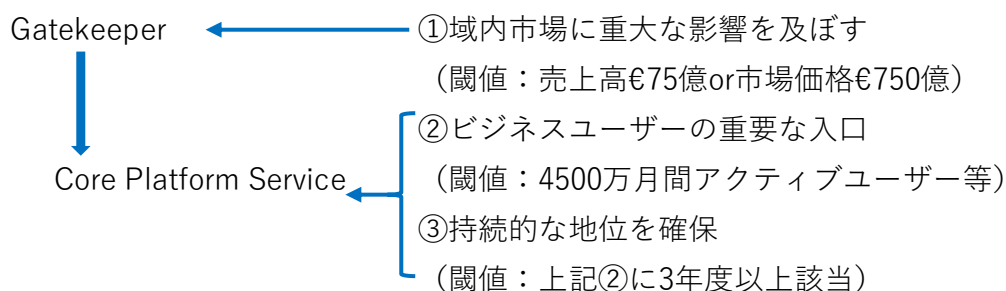
³ 基礎研レポート「スマートフォン競争促進法案—日本版 Digital Markets Act」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=78607?site=nli> 参照。

1 | DMA における規定

GK とは、DMA3 条に従って指定された、CPS を提供する事業者を指す（DMA2 条 1 項）。CPS とはオンライン仲介サービスなど、事業者と利用者をつなぐデジタルプラットフォームを指す（DMA2 条 2 項）。たとえば Amazon の Market Place など小売事業者と消費者をつなぐプラットフォームなどである。GK に指定される具体的な要件としては、①域内市場に重大な影響を及ぼし、②事業者が利用者に到達する重要な入り口である CPS を提供するものであり、かつ③現在または近い将来に確固とした持続的な地位を確保している（することが予見される）ものである（DMA3 条 1 項）。

これら要件には閾値があり、以下の閾値を超える場合には各要件を満たすことが推定される（DMA3 条 2 項）。すなわち、上記①については、事業者の EU 域内市場での直近 3 年間の売上高がいずれも 75 億ユーロ以上を継続した場合、あるいは最終決算年度の平均時価総額または公正な市場価値が 750 億ユーロ以上である場合であって、域内 三か国以上の国で同一の CPS を提供している場合に満たす。上記②については、事業者が CPS を提供している域内市場で 4500 万人以上の月間アクティブエンドユーザー（利用者）が存在するか、または 1 万以上の EU 域内設立の年間アクティブビジネスユーザー（事業者）が存在する場合に満たす。上記③については、上記②の閾値を 3 年度以上該当した場合に満たす（図表 1。なお、本稿の図表はすべて筆者作成）。

【図表 1】 GK 指定要件



閾値を満たした CPS の事業者は、その旨を欧州委員会に通知しなければならない（DMA3 条 3 項）。事業者は GK に指定されるべきでないとの主張を行うことができる（DMA3 条 5 項）。この主張がなされたときには、閾値を前提としつつも、DMA3 条 1 項の要件を満たすかどうかを改めて欧州委員会が判定し、その結果として指定されるかどうか決定される。

2 | 2023 年指定

2024 年の指定に関しては後述するとして、まずは初年度である 2023 年に指定された GK と、指定対象となった CPS を下記図表 2 に示す。これらは 2023 年 9 月 5 日付で指定されている。

【図表 2】 2023 年に指定された GK と CPS

GK	CPS	GK	CPS
Alphabet	Google Shopping	Apple*	AppStore
	Google Play		iOS
	Google Maps		Safari
	Google Search	Meta	Facebook
	Youtube		Instagram
	Android		MetaAds
	Google Chrome		WhatsApp
	Google Analytics, Adsense		Meta Marketplace*
Amazon	Amazon MarketPlace		Messenger*
	Amazon Advertising	Microfoft	Windows OS
ByteDance	TikTok*		LinkedIn

*印は訴訟に移行したものを指す。

3 | 2024 年指定

2024 年には、欧州委員会は Booking、ByteDance、X から GK 指定の閾値を越えたとの通知を受けた。Booking は旅行・宿泊に係るオンライン仲介サービスである Booking.com を CPS として 2024 年 5 月 13 日付けで GK 指定した。また、通知とはかかわりなく、Apple の iPadOS を 2024 年 4 月 29 日付けで CPS として追加した（図表 3）。

【図表 3】 2024 年に指定された GK と CPS

GK	CPS
Booking	Booking.com
Apple	lpadOS

他方、ByteDance（TikTok Ads）および X（X および X Ads）については指定されなかった。なお、X の不指定にあたっては、DMA17 条 3 項に基づく市場調査を実施した。これら不指定はいずれも CPS の要件である「事業者利用者に到達する重要な入り口」に該当しなかったことを理由とする。

2023 年 11 月に指定を不服として、ByteDance（TikTok につき）、Meta（Marketplace と Messenger につき）、Apple（GK 指定そのもの）に関して欧州委員会が提訴されている。うち、ByteDance については、一般裁判所⁴では 2024 年 2 月に ByteDance からの仮処分申請を却下した後、2024 年 7 月の本判決では欧州委員会の主張を認めた。同年 9 月に ByteDance は一般裁判所の判決を不服として EU 裁判所に控訴した。そのほかの訴訟には動きはなかった模様である。なお、提訴したとしても指定を停止す

⁴ EU レベルでの紛争は二審制で、下級審裁判所である一般裁判所と、控訴裁判所である EU 裁判所から構成される。

る効果はなく、実際に欧州委員会は GK 指定そのものを争っている Apple に制裁金を科している⁵。

3—DMA 遵守状況

1 | DMA 遵守—総論

(1) DMA の規定

GK は指定日から 6 か月以内に、欧州委員会に対して、DMA5 条～7 条の義務遵守のために採用した方策を詳細かつ透明な様式で説明した遵守報告を提出しなければならない (DMA11 条)。また、同じタイミングで GK は指定された CPS に適用されている消費者プロファイリング技術についての独立監査済説明書 (independently audited description) を欧州委員会に提出するものとする (DMA15 条)。消費者プロファイリング技術とは消費者の利用履歴や属性を収集・分析し、マーケティングに活用する技術をいう。DMA ではプロファイリング技術の基礎となる個人情報収集することに透明性を確保することを通じて、既存の GK が新規参入者に対して不当に有利になることを防止することを企図している⁶。

GK は DMA 遵守を目的として、GK の運営組織から独立した、組織長を含む一人または複数の遵守役員 (compliance officers) からなる遵守組織 (compliance function) を導入する必要がある (DMA28 条)。

(2) 2024 年運営結果

指定された GK はそれぞれ GK 指定された日から 6 か月以内に遵守報告書を提出し、また消費者プロファイリング技術に関する監査済説明書も提出されたとのことである。

さらに欧州委員会は、GK の独立した遵守組織について監視をするとともに、意見交換を行った。なお、欧州委員会は GK6 社⁷に対して、DMA の定める義務の遵守状況を評価する前提として、文書保持命令を出した。

2 | 利用者によるデータコントロール

(1) DMA の規定

DMA は、GK によるデータの蓄積と、競合他社が当該蓄積データの利用ができないことが市場における競争可能性の制限、利用者の選択権の制限、イノベーション阻害を生じさせるとして、利用者による自身のデータ利用のコントロールを重視する。ここには、ある市場でのデータ蓄積によって、新規参入者がその市場でのサービス提供を困難にするとの判断が背景にある (本報告 p7)。具体的に DMA では、「GK は CPS から得られた個人情報を、同意なく他の GK の CPS あるいは第三者のサービスから得られた個人情報と統合してはならない」としている (DMA5 条 2 項)。

(2) Meta の事例

Meta は、2023 年 11 月に「支払か同意か」という広告モデルを採用した。Facebook や Instagram の

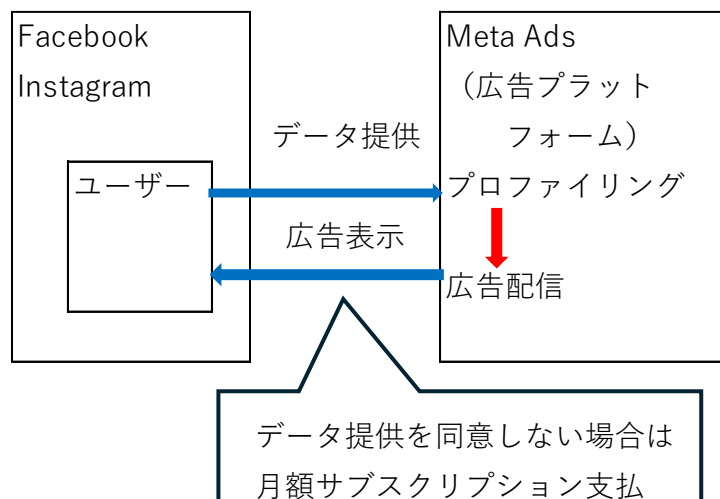
⁵ 研究員の眼「欧州委、Apple と Meta に制裁金—Digital Market Act 違反で」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=81820?site=nli> 参照。

⁶ DMA の前文 72 参照。

⁷ 対象となった Alphabet、Amazon、Apple、Meta、Microsoft、Booking である。

ユーザーに対して、パーソナライズされた広告を表示させる選択肢と広告なしの月額サブスクリプションサービスという選択肢とを与えるものであった。2024 年 3 月に欧州委員会は上記 DMA5 条 2 項違反かどうかの調査を開始した。欧州委員会は 2024 年 7 月 1 日に暫定的な調査結果として DMA 違反の懸念を公表した（図表 4）。

【図表 4】同意か支払か



本報告の範囲外となるが、本件に関して欧州委員会は 2025 年 4 月 23 日に Meta に対して制裁金を付加する決定を行った⁸。

3 | モバイルエコシステム等の開放

(1) DMA の規定

DMA では、スマートフォンや PC を動かす基本となるシステムであるオペレーティングシステム (OS) の提供者 (GK)、具体的には Apple (iOS)、Alphabet (Android)、Microsoft (Windows) に対して、アプリのインストールを容易にするなどの措置を求めている。OS の提供者が自社 OS 上のエコシステム (生態系) を支配することを防止し、イノベーションが活発化することを企図している。

具体的には、GK はプレインストールされたアプリの削除を容易にできるようにし、またデフォルト設定を容易に変更できるようにする (DMA6 条 3 項)。また、GK はアプリおよびアプリストアを容易にインストールできるようにしなければならない (DMA6 条 4 項)。さらに GK は、サービスの提供者とハードウェアの提供者に対して、無償で、効果的な相互運用または相互運用目的のアクセスを提供しなければならない (DMA6 条 7 項)。これは、たとえば他社製のスマートウォッチであっても、自社製のスマートウォッチと同等のデータ連携が自社製スマートフォンとの間で可能になるようにしなければならないということである。

(2) Apple の事例その 1

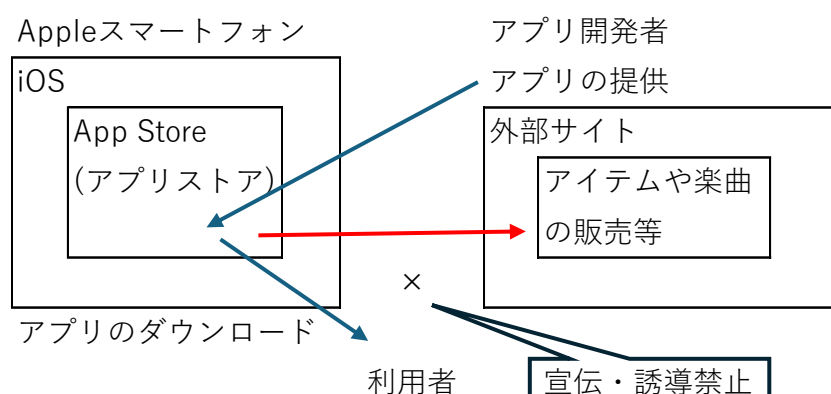
委員会は、GK (Apple) が iOS (ウェブブラウザの選択画面を含む) におけるデフォルト設定の変更

⁸ 前掲注 5 参照。

をユーザーが容易に行えるよう、または iOS 上で Apple の自社アプリケーションを容易に削除できるようにする義務を効果的に履行していないと判断し、Apple と協議を行った。その結果、Apple は 2024 年 8 月に、選択画面でウェブブラウザを選択する際に支障となっていた点を解消した。また、デフォルト設定されているアプリについて、利用者が変更または削除できる数を増加させた。さらに、デフォルトアプリの設定セクションが新設され、デフォルト設定の変更を容易にした。

2024 年 6 月 24 日、委員会は Apple に対し、同社の App Store の方針が、アプリ開発者が利用者に対し外部サービスやコンテンツを宣伝するのを制限することで、利用者が代替的でより安価な購入選択肢を剥奪（アンチステアリングという）しているとして、DMA に違反するとの暫定的な見解を通知した⁹（図表 5）。

【図表 5】 Apple の事例（アンチステアリング）



(3) Apple の事例その 2

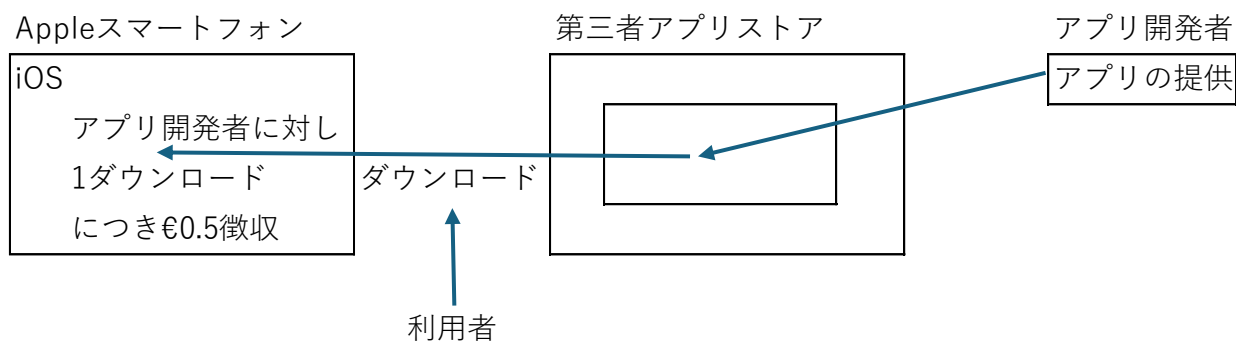
DMA6 条 4 項のもと、Apple は iPhone デバイスのエンドユーザーに対し、Apple の App Store 以外の方法でのアプリインストールを許可しなければならない。これには例えば、サードパーティのアプリストアのインストールと利用を可能にしたり、ウェブからのアプリの直接ダウンロードを許可したりすることが含まれる。

欧州委員会は 2024 年 6 月 24 日、Apple が開発者に対し、第三者のアプリストアを提供したり、そのようなアプリストアを通じてアプリを提供したりする際に課した契約条件に関する DMA 遵守状況について調査を開始した。具体的には、調査は以下の点を対象としている。

- ① Apple が提案する「Core Technology Fee」の下で、第三者アプリストアや第三者アプリの開発者がインストールされたアプリごとに €0.50 の料金を支払う必要がある点；
- ② Apple が iOS 上で第三者アプリストアやアプリをダウンロード・インストールするための多段階のユーザーフローを課している点；および、
- ③ 開発者が iOS 上で第三者アプリストアを提供したり、ウェブから直接アプリを配布したりするための一定の資格要件を課している点である（図表 6）。

⁹ 研究員の眼「Apple のデジタル市場法違反－欧州委員会による暫定的見解」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail?id=79008?site=nli> 参照。なお、当案件については DMA6 条関係ではなく、5 条 4 項（アンチステアリングの禁止）にかかる事案である。

【図表 6】 Apple の事例（第三者アプリストアからのアプリダウンロード）



4 | 公正なオンライン検索

(1) DMA の規定

DMA6 条 5 項は、オンライン検索に係る規定であり、要するに Google 検索に係る規定である。オンライン検索はネット上で事業活動の成否を決めるほど重要な役割を担っている。オンライン検索が公正な検索結果を示さないのであれば競争可能性に大きな影響を及ぼす。

具体的に、GK は GK 自身によって提供されるサービスや製品に関するランキングと、それに関連するウェブサイト索引付与と巡回(indexing and crawling)について、類似する第三者のサービスや商品より有利に取り扱ってはならない。つまり、Google はそのオンライン検索において、自社サービスを優遇してはならない。

また、DMA6 条 11 項は、GK はオンライン検索サービスを提供する第三者事業者に対して、その要求により、公正かつ合理的、非差別的な条件において、GK の運営するオンライン検索サービスにおけるランキング、検索ワード(query)、クリック、閲覧データを開示しなければならない。

(2) Alphabet の事例

欧州委員会は、Alphabet が宿泊、旅行、EC、コンテンツ作成などの分野で活動する競合他社よりも自社の分野別検索サービスまたは仲介サービスを優遇している疑いがあり、DMA6 条 5 項に違反するとして、2024 年 3 月 25 日に Alphabet に対する調査を開始した（図表 7）。

【図表 7】 自社検索サービス等の優遇



また、2024 年 3 月、アルファベットは、DMA の義務であるランキング、クエリ、クリック、ビューデータの共有に準拠するためのデータライセンスソリューション（競合検索事業者に対する情報提供の仕様）を提案した。委員会は、このライセンスソリューションが DMA6 条 11 項に準拠しているかどうかを評価中である。

5 | オンラインマーケットプレイス

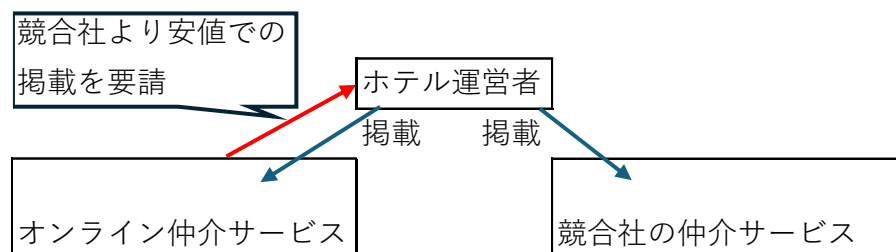
(1)DMA の規定

DMA が定めるのは、いわゆる最恵国待遇の禁止である。つまり、自社のオンライン販売市場よりも他社のサイトで安い価格で商品を提供しないようにすることを禁止する。具体的に、DMA5 条3 項では、GK は、ビジネスユーザーに対して、他のオンライン仲介サービスやビジネスユーザー自身の販売チャネルで GK の提供するオンライン仲介チャネルと異なった価格や条件で提供することを禁止してはならないとする。

(2)Booking と Amazon の事例

Booking は、DMA に準拠するため、まず、一般利用規約において価格一致要件（最恵国待遇）の対象地域から EEA を削除し、次に、価格一致に言及しない更新版の利用規約を導入したと表明した。Booking はまた、プレミアムプログラムの入力データとして外部価格の使用を中止したと表明した（図表 8）。

【図表 8】宿泊仲介サイトにおける価格統一要件



オンライン検索における禁止措置と同様に、オンライン仲介サービスも DMA の自己優遇禁止措置の対象となる。これは、GK の CPS 上で GK の製品やサービスと直接競合する数千の事業者が、公正で競争可能なオンライン市場を享受できるようにするためである。

これにより、利用者也 GK の CPS 上でより幅広い製品やサービスの選択肢を見つけることができるようになる。2024 年 3 月 25 日に発表された通り、委員会はアマゾンが DMA に準拠しているかどうかを評価するため、潜在的な自己優遇行為に関する予備的な調査手順を実施している。

4——その他の運営状況

1 | 集中報告

DMA は集中についての情報提供義務を GK に課している。具体的に DMA14 条は、EC 合併規則 3 条に定める合併や買収による集中によって CPS 等のサービスをデジタルセクターに生じさせ、あるいはデータの収集を可能にする場合には合併等の届出義務の有無にかかわらず、欧州委員会に報告しなければならないとする。

2024 年に欧州委員会は 15 件の報告を受けた。特徴的なのが「acqui-hiring」と呼ばれる人材獲得手法である。例としては、他社の専門チームをチームごと取得する取引が挙げられ、専門性を有する人材を一挙に獲得することができる。この取引は株式や資産の取得を必ずしも伴わず、集中報告の対

象となるかは個別案件によるとされる（本報告 p16）。

2 | 消費者プロファイリング技術の監査報告

上述の通り、消費者プロファイリング技術を利用する GK は、独立した監査済みの報告を行うこととされている。対象となったのは、Alphabet、Amazon、Apple、Meta、Microsoft、ByteDance である。このうち、ByteDance を除く 5 社は指定日から 6 か月後の期限 2024 年 3 月 7 日までに提出し、ByteDance は遅れながらも 2024 年 4 月 9 日に提出された。また 2024 年 5 月 13 日に指定された Booking は、2024 年 11 月 13 日に期限通りに提出した。

提出された報告は欧州委員会で検討継続中である。なお、GK は独立した監査済みの報告は毎年更新する必要がある。

5——検討

1 | DMA の適用(GK 指定)

DMA は 2022 年 11 月 1 日に施行(entered in force)され、2023 年 5 月 2 日に適用可能 (applicable) とされた¹⁰。実際に GK となる事業者から閾値を越えた旨の通知を欧州委員会が受け取る期限とされたのは、適用可能となった 2 か月後の 2023 年 7 月 3 日である (DMA3 条 3 項、なお 2023 年 7 月 2 日は日曜日)。

欧州委員会は通知を受けてから 45 営業日以内に GK を指定するかどうかの判断を下す必要がある。実際には 2023 年 9 月 5 日に上記図表 2 の通り、GK は 6 社、CPS は 22 が指定された。さらに 2024 年に指定が追加され、結果として GK は 7 社、CPS は 24 が指定されることとなった。後述の通り、GK 指定等に関して訴訟は発生しているが、DMA の執行は法律の定めるスケジュール通り進められてきていると言える。

2 | Meta 社の事例(個人情報の統合)

DMA5 条 2 項（上記 3 の 2）は異なる CPS 間の個人情報を無断で統合することを禁止する。DMA 施行前には、このような論点で争われたことはないと思われ、DMA で新たに設定されたルールと言える。

事例としては Facebook 等の利用者のアカウントにかかる個人情報を、Meta 社の広告サービスに連動させることでパーソナライズされた（顧客属性を踏まえた）広告の表示が Facebook 上で可能となる。この広告表示により Facebook 等の利用は無料でも、広告主から Meta 社が収益を得ることができるというビジネスモデルである。

Meta 社は広告のパーソナライズ、言い換えると広告サービスに個人情報を連動させるか、あるいは利用料を支払うかという選択肢を利用者に示した。しかし、この広告モデルは、パーソナライズされた広告を表示させない利用者に、同等のサービスを提供していない。すなわち、同意しない場合は有料となるため、自由な選択肢とは言えないと欧州委員会は判断した。加えて、同広告モデルではユー

¹⁰ https://digital-markets-act.ec.europa.eu/about-dma_en 参照。

ザーが自由に選択肢を選べないと判断した¹¹。

3 | Apple の事例(モバイルエコシステム等の開放)

上記 Apple の事例その 1 はアンチステアリング（外部サイトへの誘導禁止）にかかるものである。欧州委員会は Apple のアンチステアリング条項が欧州機能条約違反であるとして制裁金を科したことがある¹²。したがって DMA で新しく導入されたルールではない。

他方、Apple の事例その 2 は、第三者のアプリストアや外部サイトからのアプリのダウンロード（サイドロードという）を容認することを DMA が新たに求めたルールである。Alphabet の Android では、従前よりサイドロードを認めていた一方で、Apple は DMA 対応の一環として認めるようになったという経緯がある¹³。

欧州委員会は Apple がサイドロードを可能にするにあたって付した条件、たとえばアプリがダウンロードされるたびに€0.5 をアプリ開発者が支払うことなどが、DMA 違反に該当するかどうかについて、欧州委員会が調査・分析を進めている。

4 | Alphabet の事例(公正なオンライン検索)

上記 Alphabet の事例は、一般検索において自社サービスを優先したことである。これは欧州機能条約違反として欧州委員会が制裁金を科したことがあった。これに対し、Alphabet が裁判に訴えたが、敗訴したという経緯がある¹⁴。つまり DMA により新たに課されたルールではない。

なお、上記 3 の 4 に記載した競合一般検索事業者とのデータ共有は、DMA で新設されたルールである。DMA の前文 61 にある通り「GK によるランキング、検索ワード、クリック、閲覧のデータは新規事業者の参入及び拡大に対する重要な障壁となり、したがってオンライン検索エンジンのサービスの競争可能性を阻害する」ことを背景とし、一般検索事業者（Alphabet）に Google 検索のデータの共有を求める。欧州機能条約からは出てこない、かなり踏み込んだ内容となっているが、Alphabet の準備は進められているようである。

5 | Booking・Amazon の事例(オンラインマーケットプレイス)

DMA 制定前の事例として、Amazon 自身および Amazon の保管・運送サービスを利用する販売者をウェブページ上での掲示にあたって優遇しないとする確約計画案の提出を欧州委員会にあたって行い、これが認定された¹⁵。なお、米国の事例ではあるが、事実上最恵国待遇を小売事業者に求めたことに対し

¹¹ 前掲注 5 参照。

¹² 基礎研レポート「EU における Apple への制裁金納付命令―音楽ストリーミングアプリに関する処分」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=78251?site=nli> 参照。

¹³ 研究員の眼「Apple のデジタル市場法違反―欧州委員会による暫定的見解」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=79008?site=nli> 参照。

¹⁴ 基礎研レポート「グーグルショッピング EU 競争法違反事件判決―欧州一般裁判所判決」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=69734?site=nli> 参照。

¹⁵ 基礎研レポート「EU における Amazon の確約計画案―非公表情報の取扱など競争法事案への対応」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=73040?site=nli> および欧州委員会 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7777 参照。

て競争法違反であるとして連邦地裁に提訴したケースがある¹⁶。したがって、DMA により新たに導入されたルールではない。

Booking の事例も最恵国待遇に違いはなく、それを取りやめたことにより欧州委員会の調査は入らないこととされた模様である。

6—おわりに

DMA の施行に関しては、[2022 年 9 月 20 日付け基礎研レポート](#)にて解説を行った(2022 年 11 月 1 日に DMA 施行)。その時の感想としては、果たして DMA 適用は円滑に行えるのかというものであった。すなわち、欧州機能条約（特に私的独占の禁止）の適用については、デジタルプラットフォームの提供者（現 GK）と欧州委員会の間でこれまで長く争われてきた。ところが DMA の適用が開始されると提供者の規模が閾値を超えるだけで、原則として DMA の規定が適用されることとなる。それら規定は提供者がこれまで適用されることを拒絶してきた内容を含むものであった。

この点、Apple は GK の指定そのものを訴訟で争っており、現在も係争中である。欧州委員会から DMA 違反であるとして課された制裁金についても欧州一般裁判所で争っている。他方、GK への適用は上述 5 の 1 の通り、概ね欧州委員会の予定したスケジュール通りに行われてきており、GK からの報告も期日通り提出されている。

そうすると Apple の訴訟等の動向については依然留意すべきではあるものの、DMA の施行は着実に浸透・定着してきていると言える。

¹⁶ 基礎研レポート「Amazon に対する競争法訴訟—事実上の最安値要求は認められるか」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=77581?site=nli> 参照。